

産婦人科の赴任先候補選定に係る医師数基準について

1 現在の医師数基準

赴任先の対象となる医療機関の基準は、平成25年3月29日開催の有識者会議において決定され、そのまま現在の地域医療支援センター運営委員会に引き継がれている。

【基準：赴任先対象の選定の原則】

- ・内科系・外科系・麻酔科・救急科の常勤医師数の合計が40人以下であり、医師不足により救急医療の疲弊している医療機関とする。
- ・小児科については、小児救急医療を充実させるため、小児科医（常勤）が1人以上5人以下の医療機関とする。
- ・産婦人科については、分娩に十分対応できる体制を構築するため、産婦人科医（常勤）2人以上5人以下の医療機関とする。

今回、基準のうち「産婦人科の常勤医師数下限値2人以上」について、一定の条件において緩和するよう、見直したい。

2 現行の産婦人科医師数基準の考え方

産婦人科及び小児科の医師数下限値については、安全で適切な医療を確保するために必要な数として、地域枠医師が1人赴任した結果の3人は必要であるとの考え方から、これを2人以上とし、有識者会議において当初議論していた。

しかしながら、その後の議論の中で、小児科については、地域枠医師1人赴任後の2人でも差し支えないとの意見を踏まえ引き下げられ、最終的に「小児科→1人以上」、「産婦人科→2人以上」で合意がなされた。

3 本県周産期医療の現状から

本県の周産期医療のうち「ハイリスク分娩対応」については、県下6箇所の総合周産期母子医療センターと13箇所の地域周産期母子医療センター、愛知県周産期医療情報システムによる両機関等の連携等により、大きな問題なく確保がされている一方で、「正常分娩対応」について、分娩を扱う地域の医療機関数は減少傾向にあるとともに、さらに、対応医師の高齢化等の問題にも直面し、地域によっては、体制が十分確保できていない状況がある。

このことから、基準には満たないものの、常勤医師1名または常勤医師1名＋非常勤医師で分娩を続けている病院を支援することはできないか、検討するに至った。

<愛知県：周産期医療に係る実態調査より>

	名古屋	海部	尾張中部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三北	西三南東	西三南西	東三北	東三南	計
分娩医療機関数	45	6	1	12	9	14	10	9	7	11	0	13	137
うち病院	21	2	0	3	4	3	4	3	2	5	0	4	51
うち診療所	24	4	1	9	5	11	6	6	5	6	0	9	86
出生数	19,542	2,341	1,802	4,094	4,085	6,094	5,538	4,291	3,988	6,495	317	5,639	64,226
分娩実施件数	20,374	1,786	240	4,186	4,126	6,476	4,312	4,642	3,202	6,926	0	6,313	62,583
地域完結率	104.3%	76.3%	13.3%	102.2%	101.0%	106.3%	77.9%	108.2%	80.3%	106.6%	0.0%	112.0%	97.4%

・分娩取扱医療機関数：平成29年7月時点 ・出生数：平成28年中（子の住所地） ・分娩実施件数：平成28年度中

4 県内周産期医療関係者への意見聴取

聴取内容：地域枠医師が産婦人科医として地域に赴任する場合、医師が1名または1名＋非常勤医師等で分娩を実施している病院を対象としても安全面等において差し支えないか。

<A 医師>

- ・臨床研修終了後すぐの医師では無理だが、専門医研修後であれば、常勤1人の医療機関でも何とかなるだろう。

<B 医師>

- ・専門医研修後の医師であればやっていけると思う。県の案に見直してもよいのではないか。

<C 医師>

- ・専門医研修後であることが必要だが、良いと思う。
- ・分娩機関を集中するとの考えもあるが、搬送や機能分担を考えると、身近で分娩ができる医療機関が多くあった方が全体的なリスクも減ると思う。

<D 医師>

- ・卒後5年目程度の医師が産婦人科常勤医1人のところで勤務するのは、心配な面がある。

5 基準の見直し案

現状) 産婦人科については、分娩に十分対応できる体制を構築するため、産婦人科医（常勤）2人以上5人以下の医療機関とする。

見直し案) 産婦人科の医師数の基準に以下の文言を加える。

「ただし、産婦人科常勤医師が1名で、非常勤医師の常勤換算と合わせて2名以上となる医療機関については、産婦人科専門医を取得した地域枠医師が赴任する場合のみ、指定医療機関の対象とする。」